

1 事業名

所沢市未熟児養育医療の給付に要する費用の徴収に関する条例の一部改正

2 事業の概要

未熟児養育医療の給付に要する費用徴収額の算定の基礎を所得税から市町村民税に切り替えるため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、未熟児養育医療給付制度における費用徴収額の算定の基礎について、所得税から市町村民税に切り替える見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

母子保健法、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第24号 所沢市未熟児養育医療の給付に要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例

別表（第2条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分		徴収基準 月額	徴収基準加算 月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村住民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村住民税均等割の額のみ課税世帯		5,400	540	
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村住民税課税世帯のうち、その市町村民税所得	D 1	15,000円以下	7,900	790
		D 2	15,001円以上 21,000円以下	10,800	1,080
		D 3	21,001円以上 51,000円以下	16,200	1,620
		D 4	51,001円以上 87,000円以下	22,400	2,240
		D 5	87,001円以上 171,300円以下	34,800	3,480
		D 6	171,301円以上	49,400	4,940

別表（第2条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分		徴収基準 月額	徴収基準加算 月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き、前年分の所得税非課税世帯のうち、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層を除き、前年分の所得税非課税世帯のうち、当該年度分の市町村民税が次の区分に該当する世帯	C 1	所得割非課税世帯（均等割のみ）	5,400	540
		C 2	所得割課税世帯	7,900	790

割の額が 次の区分 に該当す る世帯		252,100円以下		
	D 7	252,101円以上 342,100円以下	65,000	6,500
	D 8	342,101円以上 450,100円以下	82,400	8,240
	D 9	450,101円以上 579,000円以下	102,000	10,200
	D 1 0	579,001円以上 700,900円以下	123,400	12,340
	D 1 1	700,901円以上 849,000円以下	147,000	14,700
	D 1 2	849,001円以上 1,041,000円以下	172,500	17,250
	D 1 3	1,041,001円以上 1,222,500円以下	199,900	19,990
	D 1 4	1,222,501円以上 1,423,500円以下	229,400	22,940
	D 1 5	1,423,501円以上	全額	左の徴収基準 月額額の10分 の1の額。た だし、その額 が26,300円に 満たない場合 は、26,300円 とする。

備考

- 1 C階層における「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D階層における「所得割」とは同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、規則で定める法令の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を均等割

D階層	A階層を 除き、前 年分の所 得税課税 世帯のう ち、その 所得税が 次の区分 に該当す る世帯	D 1	15,000円以下	10,800	1,080
		D 2	15,001円以上 40,000円以下	16,200	1,620
		D 3	40,001円以上 70,000円以下	22,400	2,240
		D 4	70,001円以上 183,000円以下	34,800	3,480
		D 5	183,001円以上 403,000円以下	49,400	4,940
		D 6	403,001円以上 703,000円以下	65,000	6,500
		D 7	703,001円以上 1,078,000円以下	82,400	8,240
		D 8	1,078,001円以上 1,632,000円以下	102,000	10,200
		D 9	1,632,001円以上 2,303,000円以下	123,400	12,340
		D 1 0	2,303,001円以上 3,117,000円以下	147,000	14,700
		D 1 1	3,117,001円以上 4,173,000円以下	172,500	17,250
		D 1 2	4,173,001円以上 5,334,000円以下	199,900	19,990
		D 1 3	5,334,001円以上 6,674,000円以下	229,400	22,940
		D 1 4	6,674,001円以上	全額	左の徴収基準 月額額の10分 の1の額。た だし、その額 が26,300円に 満たない場合

の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。

- 2 D階層における「全額」とは、その月におけるその未熟児の措置に要した費用のうち市長が支弁した額をいう。
- 3 階層区分の認定は、措置を受けた未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現にその未熟児を扶養しているものうち、その未熟児の扶養義務者の全てについてその市町村民税の課税の有無等により行うものとする。
- 4 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しないときは、これが判明するまでの間は、前年度分の市町村民税によることとする。
- 5 同一世帯から2人以上の未熟児が同時に措置されている場合は、その月におけるその未熟児の措置に要した費用の最も多額な未熟児については徴収基準月額により、その未熟児以外の未熟児については徴収基準加算月額により、それぞれ算定するものとする。
- 6 徴収基準月額が、その月におけるその未熟児の措置に要した費用のうち市長が支弁した額を超える場合は、この表の規定にかかわらず、当該市長が支弁した額とする。
- 7 1から6までに規定するもののほか、階層の認定、費用の徴収額等に関し必要な事項は、規則で定める。

					は、26,300円とする。
--	--	--	--	--	---------------

備考

- 1 C階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、所得割を計算する場合には規則で定める法令の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割又は均等割とする。
- 2 D階層における「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税を計算する場合には、規則で定める法令の規定は適用しないものとする。
- 3 D階層における「全額」とは、その月におけるその未熟児の措置に要した費用のうち市長が支弁した額をいう。
- 4 階層区分の認定は、措置を受けた未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現にその未熟児を扶養しているものうち、その未熟児の扶養義務者の全てについてその所得税の課税の有無等により行うものとする。
- 5 前年分の所得税又は当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しないときは、これが判明するまでの間は、前々年分の所得税又は前年度分の市町村民税によることとする。
- 6 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による費用の徴収額に与える影響を可能な限り生じさせないよう、1及び2により計算された税額を調整するものとする。
- 7 同一世帯から2人以上の未熟児が同時に措置されている場

合は、その月におけるその未熟児の措置に要した費用の最も多額な未熟児については徴収基準月額により、その未熟児以外の未熟児については徴収基準加算月額により、それぞれ算定するものとする。

8 徴収基準月額が、その月におけるその未熟児の措置に要した費用のうち市長が支弁した額を超える場合は、この表の規定にかかわらず、当該市長が支弁した額とする。

9 1 から 8 までに規定するもののほか、階層の認定、費用の徴収額等に関し必要な事項は、規則で定める。
